

保険医療機関における掲示（施設基準等）

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上の掲載を行っております。

●一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品を提供しやすくなります。

※一般名処方とは・・・お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択できます。

●明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

●電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、診療情報を取得・活用することにより医療DXを通じた質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。受付時にマイナンバーカードのご利用についてお声かけさせていただいております。マイナンバーカードの保険証利用登録がまだの方→利用登録は窓口（カードリーダー）でできます。使い方にご不安なときはスタッフと一緒にできますのでぜひご利用ください。スマホでのご利用も可能です。

電子処方せん発行にも対応しています。

●外来感染対策向上加算について

当院では、受診歴の有無に関わらず、発熱およびその他の感染症が疑われる症状を呈する患者さまの受け入れを行っています。

動線を分けた診療体制にしており、研修会などの実施や院内感染対策マニュアルを作成し、院内感染対策の向上に努めています。

●夜間・早朝等加算について

当院は、月・火・水・金曜日の午前8:30～12:30、午後15:00～18:00、木・土曜日は午前のみ8:30～12:30を診療時間と定めています。

厚生労働省の規定により当院では月曜～金曜日の18:00以降、土曜日の12:00以降は夜間・早朝加算50点が適用されます。

●舌下免疫療法について

副院長外来にて、舌下免疫療法を行っています。スギ花粉症やダニによるアレルギー性鼻炎に対する舌下免疫療法をご希望の方は、お気軽にご相談ください。

(基礎疾患や診断の内容により治療適応を判断いたしますのでご了承ください)

●自費負担による料金

項目	料金
証明書	1枚2,500円～
健康診断書(健診内容によって異なります)	1枚3,000円～11,000円
訪問診療に係る交通費(距離によって異なります)	1回500円～
男性型脱毛症治療薬(フィナステリド等)処方せん料	1回600円
ノロウイルス感染症検査(3歳以上65歳未満)	2,940円

